

第3回 津軽ダム環境検討委員会 審議内容 平成19年5月11日

津軽ダム建設事業については環境影響評価実施要綱に基づいた環境影響評価(いわゆる閤議アセス)を実施し、平成4年度に承認されています。しかしながら、本事業は、規模が大きくかつ事業期間が長期に及んでいることから、新たな環境影響評価法に準じた検討を行い、既往の影響評価をフォローアップする必要があると判断され、平成18年6月14日に当委員会を設立し津軽ダム建設における環境影響について審議してきました。さらに、環境影響評価における環境要素のひとつである水環境については、専門性が高いことから水質とその保全に精通された有識者等による水質部会を平成18年7月31日に設立し、審議してきました。

新しく行われることとなった環境影響評価には、生態系、人と自然との触れ合い活動の場、廃棄物等新たな環境要素へ対応を図ること、環境保全措置として従来の環境保全目標の達成から環境影響をできる限り回避・低減し、更には必要に応じて代償措置を検討するという視点を導入することなど新たな環境要素や考え方が盛り込まれています。

津軽ダムは津軽地方に住む人々の治水、利水上、重要な事業である一方、平成5年12月に世界自然遺産登録された白神山地の玄関口に位置し、周辺は豊かな動植物相を呈しているため、環境についても十分な配慮が必要であり検討を進めてきました。

(1) 環境保全措置について

今回、津軽ダム建設により影響が生じると予測される事象、あるいは再開発事業の観点から実施する環境保全措置案に対して、委員会の意見を伺った結果、津軽ダムの環境保全措置は以下の方針となりました。

1. 水環境

水の濁りについては、年間を通して現況(目屋ダム)よりも低減されると予想されます。しかしながら、湯水時の水位低下時や大規模出水後に濁水長期化が予測され魚類や景観に影響が生じる可能性があるため、環境保全措置が必要と判断されます。

水温については、年間を通して温水放流となり、また水位低下時には冷水放流となることが予測され、魚類や底生動物の生息や農作物に影響が生じる可能性があるため、環境保全措置が必要と判断されます。

【環境保全措置】

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| 放流水温対策 | 選択取水設備の設置と運用 |
| 洪水濁水長期化対策 | 環境放流設備の設置と運用(濁水対策として東北初) |
| 湯水濁水長期化対策 | 水質保全ダム、清水バイパスの設置と運用(濁水対策として東北初) |

2. 猛禽類

当該地域を主要な生息場として利用する食物連鎖上の上位種であり、生息状況や生息環境の把握も容ない「クマタカ」については、的確な影響予測を行うため、今後も行動圏内部構造解析を進める必要があります。また、津軽ダム猛禽類検討委員会において今年2月に策定した「希少猛禽類のための生息環境配慮指針」に基づき対応することで、工事中の影響を少なくすることができると判断されます。

(2) モニタリング計画について

工事の実施中ならびに供用後には、環境保全措置等の効果の確認、工事中の変化に関する監視、環境影響等の分析のためのデータ蓄積のためにモニタリングを実施する案に対して委員会の意見を伺った結果、基本方針をもとに今後検討を進めます。

(3) 津軽ダムの希少動植物に関する情報公開規定について

基本的には公開するものとします。ただし、詳細については再検討し、次回の委員会に諮ります。